

証券コード 387A
2025 年 9 月 1 日
(電子提供措置の開始日 2025 年 8 月 29 日)

株 主 各 位

新潟県新潟市中央区笹口一丁目 2 番地
フ ラ ー 株 式 会 社
代表取締役 山 崎 将 司
社 長

第 15 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 15 回定時株主総会を下記の通り開催しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第 15 回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト <https://ir.fuller-inc.com/stock-info>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しています。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名（会社名）または証券コード（387A）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR 情報」を選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025 年 9 月 24 日（水曜日）午後 7 時までに到着するようご送付いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日時 | 2025 年 9 月 25 日（木曜日）午前 10 時 00 分 |
| 2. 場所 | 千葉県柏市若柴 178 番地 4 柏の葉キャンパス 148 街区 2
K01L 5 階 柏の葉本社ホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第 15 期（2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第 1 号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |
| 第 2 号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載します。

事業報告

(2024 年 7 月 1 日から
2025 年 6 月 30 日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、物価上昇、米国の通商政策の影響などによる不確実性があるものの、引き続き消費、雇用などが堅調に推移しています。当社が属するソフトウェア開発業界においては、引き続き、社会・ビジネスのあらゆる場面においてデジタルトランスフォーメーション（DX）が推進されており、中でも当社が軸足を置くスマートフォンアプリ関連市場は DX の中核分野の一つとして需要が高まっています。

このような環境の中、当社は、クライアントのビジネス成功をともに実現する「デジタルパートナー」として、事業企画、デザイン、システム開発・運用、データ分析までを一貫して提供するソリューション事業を推進しました。

スマートフォンアプリ等のデジタルプロダクトの企画・デザイン・開発を行うクライアントワークは、前事業年度に着手した案件が本格的な開発段階を迎えたほか、新たに大口の新規取引開始があり、売上高 1,898,841 千円となりました。「App Ape」サービスを軸とするアプリ分析サービスは、利用者がほぼ横ばいで推移し、売上高 110,150 千円となりました。これらにより、当事業年度の売上高は 2,008,991 千円（前事業年度比 32.4%増）となりました。

費用面では、クリエイティブ人材の増員及び外注費の増加により、売上原価は 1,155,251 千円（前事業年度比 29.8%増）となりました。また、事業拡大及び上場準備の影響により、販売費及び一般管理費はやや増加し 664,006 千円（前事業年度比 8.0%増）となりました。

以上の結果、営業利益 189,734 千円（前事業年度比 1,363.7%増）、経常利益 185,701 千円（前事業年度比 897.6%増）となりました。また、繰延税金資産の積み増しにより法人税等調整額△12,598 千円を計上し、当期純利益は 197,123 千円（前事業年度比 585.0%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社は、当事業年度において、業務用 PC の購入による工具器具備品の新規取得 13,540 千円、フロンブースの購入等による建物の新規取得 6,318 千円がありました。なお、これ以外に重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、当事業年度において、運転資金として長期借入金 400,000 千円を調達しました。

(4) 対処すべき課題

当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、次のとおりです。

① 継続的な受注獲得のための営業体制の整備及びブランド力の向上

当社は、持続的な事業成長を実現するため、営業体制の整備及びソリューション企業としてのブランド力・知名度の向上が課題となっています。

これを踏まえ、当社では、フラーのソリューションの魅力を伝えられる営業人員の採用・育成、顧客との案件実績の蓄積と事例 PR、オウンドメディアを利用した積極的な事業広報等の施策による認知度の向上に努めています。

また、当社では、販売ルート拡充のため、他のソリューション企業との営業連携を進めています。直近では、(株)ヤプリー及び(株)電通グループのグループ各社との間で、営業活動に関する業務提携を推進しています。

② 他社との連携による受注機会、ソリューションの拡大

当社は、より幅広い顧客ニーズに対応し事業成長を継続するため、他社との連携による受注機会やソリューションメニューの拡充が課題となっています。

これを踏まえ、当社では、人材育成によるソリューション範囲の拡大、ソリューションの定型化、広く普及した他社プロダクトの取扱い、他のソリューション企業との協業、業務提携先と連携した新規サービス開発などを検討してまいります。

③ クリエイティブ人材の採用及び育成

国内の DX 市場拡大の中で専門人材の獲得競争は激化傾向にあり、当社においては、優秀なクリエイティブ人材の確保が経営上の重要な課題となっています。

これを踏まえ、当社では、新卒を中心とした積極的な採用活動と教育研修体制の充実により、各ソリューション分野におけるリード人材の育成に努めてまいります。また、AI 技術等を活用した生産性の向上にも取り組んでまいります。

④ 内部管理体制の整備・強化

当社では、急激な業容の拡大、従業員数の増加に伴い、組織運営、プロジェクト管理に関する業務負担が増加傾向であり、管理体制の整備・運用が課題となっています。

これを踏まえ、当社では、中間管理職の育成に努めるとともに、マニュアル、運用体制、リスク情報が適時に報告される体制等、内部管理体制全般の整備・強化に努め、健全な経営を目指しています。

⑤ 情報セキュリティを確保するための体制整備

当社は、システム開発を主業とし重要な情報を管理していることや、業務のあらゆる場面で情報ツールを利用していることなどから、高水準の情報セキュリティを確保するための体制整備が求められます。

これを踏まえ、当社では、2022年5月にISMS認証(ISO27001)を取得するなど取組みを強化しており、執行役員CISOを情報セキュリティ責任者として、さまざまな施策(セキュリティ対策アプリケーションの導入、各拠点のセキュリティ対策、社員教育等)を実施しています。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期(当期)
	2022 年 6 月期	2023 年 6 月期	2024 年 6 月期	2025 年 6 月期
売 上 高 (千円)	1,245,352	1,507,326	1,517,907	2,008,991
経 常 利 益 (千円)	166,145	108,591	18,615	185,701
当 期 純 利 益 (千円)	225,053	122,007	28,777	197,123
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	97.42	76.30	△26.82	121.98
総 資 産 (千円)	1,039,864	1,303,385	1,288,497	1,834,803
純 資 産 (千円)	615,116	737,123	767,736	989,779
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	△1,995.26	460.97	△1,973.04	605.18

- (注) 1. 第12期及び第14期は、1株当たり当期純利益または当期純損失については、優先株主に対する優先配当の金額を、当期純利益から控除して算定しています。
2. 第12期及び第14期は、1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額及び優先配当金未払額を、純資産の部の合計額から控除して算定しています。
3. 2023年5月9日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っています。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
デジタルパートナー事業	当社は、デジタル領域全般で「頼られる存在」として顧客に寄り添い、新しい価値を提供する関係を構築していくことを目指しており、これを「デジタルパートナー事業」と呼んでいます。 当社は、顧客に提供するソリューションを「クライアントワーク」と「アプリ分析サービス」に区分しています。クライアントワークは、スマートフォンアプリ開発等の業務を受託する事業であり、事業開発、デザイン、システム開発・運用、データ分析を主な提供品目としています。「アプリ分析サービス」は、スマートフォンアプリ市場における最新の利用状況を集計・分析するサービスであり、「App Ape ダッシュボード」「App Ape オーダーメイド分析」を主な提供品目としています。

(8) 主要な営業所

名称	所在地
新潟本社 (登記上の本店所在地)	新潟県新潟市中央区笹口一丁目2番地
柏の葉本社	千葉県柏市若柴 178 番地 4 柏の葉キャンパス 148 街区 2

(注)2024 年 11 月 30 日をもって、長岡オフィスを廃止しました。

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
190 名	15 名増	31.4 歳	3.6 年

(注)従業員数は就業人員数であり、従業員兼務取締役、常勤の従業員及び他社からの出向受入を含み、他社への出向者及び退職者を含みません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入高
株式会社三井住友銀行	190,001 千円
株式会社第四北越銀行	186,664 千円
株式会社りそな銀行	54,991 千円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,000,000 株 |
| (2) 発行済株式総数 | 1,635,520 株 |
| (3) 株主数 | 48 名 |

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社ヤプリ	352,400	21.55
株式会社電通グループ	346,000	21.16
渋谷 修太	188,991	11.56
B Dash Fund 4 号投資事業有限責任組合	146,630	8.97
いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合	90,000	5.50
地方創生新潟 1 号投資事業有限責任組合	59,320	3.63
山本 公哉	38,600	2.36
朝日メディアラボベンチャーズ株式会社	37,400	2.29
山崎 将司	37,400	2.29
櫻井 裕基	33,400	2.04

(5) その他株式に関する重要な事項

- ・2025 年 3 月 31 日付で、A 種優先株主、B 種優先株主、C 種優先株主、D 種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A 種優先株式 272,720 株、B 種優先株式 313,670 株、C 種優先株式 167,010 株、D 種優先株式 207,490 株を自己株式として取得し、対価として A 種優先株主、B 種優先株主、C 種優先株主、D 種優先株主に A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式各 1 株につき普通株式 1 株を交付しています。また、当社が取得した A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式の全てについて、2025 年 4 月 3 日開催の取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき消却することを決議し、同日付で消却しています。
- ・2025 年 4 月 17 日開催の臨時株主総会決議により、同日付で A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式に関する定款の定めを廃止する旨、発行可能株式総数を 1,000,000 株増加し 6,000,000 株とする旨及び 1 単元を 100 株とする旨、定款の一部変更を行っています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 2,740 個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 40,000 株
- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

名称 (付与決議日)	保有者数 (社外取締役を除く取締役)	個数	目的となる 株式の種類 及び数	行使価額	行使期間	行使 条件等
第6回新株予約権 (2016年4月20日)	2名	2,000個	普通株式 20,000株	734円	2018年4月22日～ 2026年3月31日	(注) 1、2、 3
第7回新株予約権 (2016年12月19日)	1名	250個	普通株式 2,500株	2,529円	2018年12月20日～ 2026年3月31日	
第8回新株予約権 (2017年6月27日)	1名	100個	普通株式 1,000株	2,529円	2019年6月28日～ 2027年3月31日	
第10回新株予約権 (2018年2月15日)	2名	150個	普通株式 1,500株	2,529円	2020年2月16日～ 2027年3月31日	
第12回新株予約権 (2018年6月26日)	1名	100個	普通株式 1,000株	3,325円	2020年6月27日～ 2028年3月31日	
第18回新株予約権 (2024年6月24日)	1名	140個	普通株式 14,000株	1,320円	2026年6月26日～ 2034年6月23日	

(注) 1. 新株予約権者が権利行使する前に当社もしくは関係会社の取締役、執行役員もしくは従業員でなくなったとき、死亡したとき、または新株予約権者が権利放棄したとき、当社はその新株予約権を無償で取得できることを定めています。

2. 表のうち、第18回新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個あたり100株です。これ以外の回号の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個あたり10株です。

3. 2025年7月23日付の公募増資により、上記新株予約権のうちの一部について、行使価額の調整が生じました。調整後の行使価額は次の通りです。

第7回新株予約権 2,478円
 第8回新株予約権 2,478円
 第10回新株予約権 2,478円
 第12回新株予約権 3,246円
 第18回新株予約権 1,312円

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山崎 将司	代表取締役社長	—
渋谷 修太	取締役会長	一般財団法人高専人会 代表理事 新潟ベンチャー協会 代表理事 日本海ドームシティプロジェクト 代表理事
櫻井 裕基	取締役 CDO 兼デザイングループ長	—
宮毛 忠相	取締役 CFO 兼経営管理グループ長	—
長屋 洋介	社外取締役	株式会社うるる 取締役 IT 戦略・リスク管理担当役員
庵原 保文	社外取締役	株式会社ヤプリ 代表取締役社長 CEO
安田 裕美子 (現姓：渡邊)	社外取締役	株式会社電通デジタル コンサルティング&プロデュース領域管掌 執行役員
富川 八峰	社外監査役（常勤）	富川商店 代表
塚本 幹夫	社外監査役	株式会社ワイズ・メディア 取締役
三木 孝則	社外監査役	株式会社ビズサプリ 代表取締役 三木孝則公認会計士事務所 代表
田中 慈乃 (現姓：川村)	社外監査役	酒井法律事務所所属 弁護士

- (注) 1. 長屋洋介氏、庵原保文氏、安田裕美子氏は社外取締役です。また、富川八峰氏、塚本幹夫氏、三木孝則氏及び田中慈乃氏は社外監査役です。
2. 社外監査役三木孝則氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 2024年9月25日開催の第14回定時株主総会において、庵原保文氏及び安田由美子氏が新たに社外取締役に選任され、就任しました。
4. 当社は、社外取締役長屋洋介氏、社外監査役（常勤）富川八峰氏、社外監査役塚本幹夫氏、社外監査役三木孝則氏及び社外監査役田中慈乃氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

(2) 責任限定契約の内容

当社は、全ての社外取締役及び全ての社外監査役との間で責任限定契約を締結しています。なお、当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令に定める最低責任限度額とし、当該契約に基づく責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が

その原因となった職務執行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとしています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、次の通り役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めています。

1. 取締役報酬の基本方針

健全かつ持続的な企業成長を図るため、企業規模・業績や個々の取締役の貢献等と照らして合理的な水準とすることを基本方針とします。

月額報酬（固定報酬）を原則とし、個々の水準は、それぞれの役割責任、貢献度、他社水準及び従業員給与とのバランスなどを踏まえて決定します。

取締役に顕著な貢献が認められるときは、株主総会で決定した年間総額の範囲内で、月額報酬の 2 ヶ月分を上限として、臨時に賞与を支給することがあります。

2. 取締役報酬の決定プロセス

株主総会において取締役報酬の年間総額を決定し、その後速やかに取締役会において個々の取締役の月額報酬を決定します。

臨時に月額報酬を改定すべき事由が生じた場合、または臨時に賞与を支給する場合は、取締役会において審議し決定します。

月額報酬の決定または改定、並びに賞与の決定にあたっては、代表取締役社長が原案を作成し、社外取締役及び社外監査役全員がこれについて必要な意見を述べた上で、取締役会においてこれを踏まえた審議を行います。

3. その他

当社は成長企業であり、単年度の業績のみではなく、中長期的な企業成長が期待されるため、いわゆる業績連動報酬制度は採用しません。

今後は、企業成長への適切なインセンティブ設定の観点から、ストック・オプションを活用した取締役報酬制度などを検討します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2022 年 9 月 27 日開催の定時株主総会において取締役の報酬総額を年額 5,100 万円以内（従業員兼務取締役の従業員分の給料手当・賞与手当を含む。）、監査役の報酬総額を年額 1,460 万円以内（補欠監査役に対する報酬額を含む。）と決議しています。

なお、当該定時株主総会終結時点において、取締役は 7 名（うち 1 名は従業員兼務取締役）、監査役は 3 名、補欠監査役は 1 名でした。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	30,380 (2,400)	30,380 (2,400)	— (—)	— (—)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13,440 (13,440)	13,440 (13,440)	— (—)	— (—)	4 (4)

(注) 固定報酬には従業員兼務取締役の従業員給与及び従業員賞与を含んでいません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職の状況については、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りです。

社外取締役庵原保文氏が代表取締役を務める株式会社ヤプリは、当社の大株主です。

社外取締役安田裕美子氏が執行役員を務める株式会社電通デジタルは、当社の大株主である株式会社電通グループの連結子会社です。

上記以外の社外役員の重要な兼職先と当社との間に、特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	長屋 洋介	当事業年度開催の取締役会には、24 回中 24 回に出席し、議案審議につき必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
取締役	庵原 保文	社外取締役就任後の当事業年度開催の取締役会には、17 回中 17 回に出席し、議案審議につき必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
取締役	安田 裕美子	社外取締役就任後の当事業年度開催の取締役会には、17 回中 17 回に出席し、議案審議につき必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
監査役	富川 八峰	当事業年度開催の取締役会には、24 回中 24 回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っています。同様に、当事業年度開催の監査役会には、15 回中 15 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
監査役	塚本 幹夫	当事業年度開催の取締役会には、24 回中 24 回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っています。同様に、当事業年度開催の監査役会には、15 回中 15 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
監査役	三木 孝則	当事業年度開催の取締役会には、24 回中 24 回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っています。同様に、当事業年度開催の監査役会には、15 回中 15 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
監査役	田中 慈乃	当事業年度開催の取締役会には、24 回中 24 回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っています。同様に、当事業年度開催の監査役会には、15 回中 15 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,500
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査日数及び監査の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意する判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(5) 会計監査人が受けた過去 2 年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が 2023 年 12 月 26 日付で発表した懲戒処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3 ヶ月 (2024 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。)

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めています。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、「フローの企業行動指針」を制定し、コンプライアンスの実現のための不断の取り組みを行うことを宣言します。

(b) 取締役会は、コンプライアンス経営の推進を最優先に位置づけ、取締役及び使用人が共有すべきルールや考え方を全ての役職員に徹底します。

(c) 取締役は、当社における企業倫理、コンプライアンスの実現を率先垂範するとともに、その重要性につき繰り返し情報発信することにより、全社に周知徹底をはかります。

(d) 監査役及び社外専門家を情報提供先とする内部通報制度の利用を促進し、重大な不正行為、またはそのおそれのある事実の早期発見に努めてまいり

ます。

- (e) 内部監査責任者は、内部統制システムが有効に機能しているかを定期的な社内モニタリングにより確認し、業務改善点の指摘を行います。
- (f) コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス担当取締役及び担当部門を置き、コンプライアンス管理体制の不備や重大な不正行為の発生についてのモニタリングを継続的に実施いたします。
- (g) コンプライアンス上の重大な問題、課題が生じた場合、取締役会及び監査役はすみやかに情報を共有し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、適切かつ迅速な対応を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (a) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、法令及び当社各規程に基づき適切に作成、保存、管理します。
- (b) 当社が保有する個人情報、未公表の重要事実、当社及び他社の企業秘密等の重要な情報については、法令及び当社各規程に基づき厳重に管理します。
- (c) 情報セキュリティについては、責任体制を明確化し、全社にわたるセキュリティ水準の維持・向上のための施策を継続的に実施します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、リスク管理担当取締役及びリスク管理責任者を置き、効果的かつ総合的なリスク管理体制を実施します。
- (b) 各部門は、担当業務に関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
- (c) リスク管理担当取締役及びリスク管理責任者は、全社のリスク管理を監督し、実効性のある対応が行われるよう、必要な支援、調整及び指示を行います。また、重大なリスクの発生をすみやかに認識するため、全ての役職員にリスク情報の報告方法を周知徹底いたします。
- (d) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会に報告し十分な審議を行います。

④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- (a) 取締役会は、業務執行取締役に日常の業務執行に必要な権限を委譲し、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進します。
- (b) 取締役会は、原則として月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。
- (c) 取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督します。
- (d) 業務執行取締役は、取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、適宜会議等で情報を共有したうえで、取締役会に報告します。
- (e) 業務執行取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告します。
- (f) 業務執行取締役の監督下にある各部門の使用人の職務権限の行使は、取締役会が定める各業務規程の定めに基づき適正かつ効率的に行います。

- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役が職務の執行のためにその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、その具体的な方法や合理性を検討したうえで、これに応じます。
 - (b) 当該使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要することとします。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、職務の執行状況その他に関する報告を行うものとします。特に経理・財務等の経営管理を担う部門は、随時、監査役に経営上の重要事項に関する報告を行う体制を整備します。
 - (b) 内部監査責任者は、当社における内部通報制度の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告することとします。また、当社の役職員に法令、当社倫理規程その他の当社規程に違反する事実があると認めた場合、その他緊急の報告が必要な場合は、監査役に直ちに報告することとします。
 - (c) 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対し不利な取り扱いを行わないこととします。
 - (d) 重要な決裁書類は、適時に監査役の閲覧に供するものとします。
- ⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認めた場合、社内の重要な会議に出席できることといたします。
 - (b) 監査役は、社内の情報システムへのアクセス権を有し、随時、当社の経営情報を取得することができることといたします。
 - (c) 監査役は、監査役が複数いる場合、月1回定時に、または必要に応じて臨時に、監査役会または監査役協議会を開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うことといたします。
 - (d) 監査役は、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うことといたします。
 - (e) 監査役は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況に関する報告を受け、意見交換を行うことといたします。
 - (f) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じることといたします。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
 - (b) 当社の各部門は、業務遂行にあたり相互牽制やモニタリングの機能を充実させ、財務報告の適正性の確保に努めます。また、業務の効率性が財務報告の信頼性に影響することを理解し、適切な業務フローの構築に努めます。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 当社は、反社会的勢力との関係を一切排除し、不当な要求があった場合は断固たる姿勢で臨むことを倫理規程において定め、全ての取締役及び使用人へ周知徹底します。
- (b) 当社は、反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の基本方針、対応部門、対応責任者、対応措置、報告・届出体制等を定め、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長山崎将司が議長を務め、取締役会長渋谷修太、取締役 CDO 櫻井裕基、取締役 CFO 宮毛忠相、社外取締役長屋洋介、社外取締役庵原保文、社外取締役安田裕美子の取締役計 7 名で構成されています。取締役会は、毎月 1 回定例で開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会においては、会社の経営方針、経営上の重要な意思決定を行うほか、直近の経営状況を報告し業務執行の監督を行っています。なお、株主総会の議長は定款の定めにより代表取締役社長が務めることとしています。

② 監査役会

当社の監査役会は、常勤の富川八峰が議長を務め、非常勤の塚本幹夫、三木孝則、田中慈乃の監査役 4 名で構成されています。全員が社外監査役であり、公認会計士及び弁護士をそれぞれ 1 名含んでいます。監査役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べています。

③ 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命する内部監査責任者 1 名が実施しています。また、上場企業及び上場準備企業において豊富な内部監査経験を有する業務委託先 1 名を置いています。このほか、柏の葉本社・新潟本社それぞれに内部監査を補助する拠点担当者を置いています。

内部監査責任者、業務委託先及び拠点担当者は、代表取締役社長の指揮の下で、年間スケジュールに従い、適切な内部監査を実施しています。内部監査結果は取締役会において順次報告され、内部管理体制の向上に活かしています。

④ 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されています。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

⑤ コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しています。取締役 CFO、情報セキュリティ責任者、各部門長、常勤監査役等が参加する定例会議を開催しており、社内のコンプライアンス遵守状況やリスク情報などを共有するとともに、必要に応じて適切な業務執行が実施される体制としています。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当は株主に対する利益の還元手段として重要な経営課題であると認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としています。

しかしながら、当社は現在成長過程にあり、財政基盤の強化、事業拡大のための資金の確保を優先し、内部留保に努めることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えています。このため、当社は設立以来現在まで配当を実施しておらず、今後も当面は内部留保の充実を重視する方針です。

将来的には、毎事業年度の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施することを考えていますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

なお、当社は、期末配当の基準日は毎年6月30日、中間配当の基準日は毎年12月31日とし、このほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,653,264	流 動 負 債	456,425
現 金 及 び 預 金	1,355,555	買 掛 金	30,513
受取手形、売掛金及び契約資産	251,615	1年内返済予定の長期借入金	100,008
仕 掛 品	11,433	未 払 金	9,803
前 払 費 用	34,540	未 払 費 用	251,215
そ の 他	120	未 払 法 人 税 等	1,098
		未 払 消 費 税 等	46,253
固 定 資 産	181,538	前 受 金	13,962
有 形 固 定 資 産	42,622	預 り 金	3,571
建 物	14,497	固 定 負 債	388,598
車 両 運 搬 具	2,378	長 期 借 入 金	331,648
工 具 、 器 具 及 び 備 品	25,746	そ の 他	56,950
投資その他の資産	138,915		
敷 金 及 び 保 証 金	28,950	負 債 合 計	845,023
長 期 前 払 費 用	4,581	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	105,384	株 主 資 本	989,779
		資 本 金	50,379
		資 本 剰 余 金	366,437
		資 本 準 備 金	366,437
		利 益 剰 余 金	572,962
		そ の 他 利 益 剰 余 金	572,962
		繰 越 利 益 剰 余 金	572,962
		純 資 産 合 計	989,779
資 産 合 計	1,834,803	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,834,803

損 益 計 算 書

(2024 年 7 月 1 日から
2025 年 6 月 30 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,008,991
売 上 原 価		1,155,251
売 上 総 利 益		853,740
販売費及び一般管理費		664,006
営 業 利 益		189,734
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	508	
補 助 金 収 入	696	1,204
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,594	
株 式 交 付 費	132	
上 場 関 連 費 用	2,510	5,236
経 常 利 益		185,701
税 引 前 当 期 純 利 益		185,701
法人税、住民税及び事業税	1,176	
法 人 税 等 調 整 額	△12,598	△11,422
当 期 純 利 益		197,123

株主資本等変動計算書

(2024 年 7 月 1 日から
2025 年 6 月 30 日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	37,919	353,978	353,978	375,838	375,838	767,736	767,736
当期変動額							
当期純利益				197,123	197,123	197,123	197,123
新株の発行（新株予約 権の行使）	12,459	12,459	12,459			24,919	24,919
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							—
当期変動額合計	12,459	12,459	12,459	197,123	197,123	222,043	222,043
当期末残高	50,379	366,437	366,437	572,962	572,962	989,779	989,779

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3～18年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～6年

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しています。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。なお、当事業年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上していません。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しています。

なお、夏季及び冬季賞与の支払い対象期間が上期及び下期の会計期間と一致しているため、当事業年度末において賞与引当金は計上していません。

（3）受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しています。

なお、該当する受注案件がないため、当事業年度末において受注損失引当金は計上していません。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、次の通りです。

（１）クライアントワーク

クライアントワークに係る収益は、アプリ、ウェブ等のソフトウェアの受注制作であり、顧客との契約に基づいて約束した財またはサービスを引き渡す履行義務を負っています。

受注制作は、準委任契約及び請負契約等に大別されます。準委任契約における主な履行義務は、契約期間に渡る受注制作の遂行であり、請負契約等における主な履行義務は、成果物の納品等です。いずれも顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、義務の履行が完了した部分の対価を享受する強制力のある権利を有している金額で収益を認識しています。

一定期間に渡り収益を認識する契約のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もる事ができないもの、または契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い一部の契約については、一定期間に渡り収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、受注制作に係る発生原価の増加と顧客の支配する資産の増加が比例すると判断し、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）により算出しています。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから別途定める支払い条件によりごく短期間に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

（２）アプリ分析サービス

アプリ分析サービスに係る収益は、ソフトウェア・ライセンスの移転と関連サービスの提供であり、顧客との契約に基づいてライセンスを供与する履行義務を負っています。

ソフトウェア・ライセンスの移転と関連サービスの提供は、契約期間に渡りソフトウェア・ライセンスを提供することであり、顧客の契約期間に渡り常時継続的にサービスが提供されていることから、当該履行義務は、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、ライセンスを供与する期間に渡り収益を認識しています。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから別途定める支払い条件によりごく短期間に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	105,384 千円
--------	------------

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 見積りの算出方法

当社は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断し、翌事業年度の課税所得の見積額に基づいて繰延税金資産を算定しています。

② 見積りの算出に用いた主な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としています。当該事業計画は、受注見込み件数を当社が現在入手している市場動向、受注状況及び今後の受注予測に基づき推測するとともに、受注金額は過去の受注案件の趨勢、主要顧客の動向を踏まえた予測に基づき策定しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得の見積りの算出にあたって前提とした条件や仮定については、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響を受ける可能性があり、当該影響に伴い業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	50,682 千円
-------------------	-----------

2. 関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権債務の金額は次の通りです。

受取手形、売掛金及び契約資産	3,297 千円
未払費用	330 千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	35,795 千円
営業取引（支出分）	10,505 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における発行済株式の数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末残高
普通株式	640,680 株	994,840 株	—株	1,635,520 株
A種優先株式	272,720 株	—株	272,720 株	—株
B種優先株式	313,670 株	—株	313,670 株	—株
C種優先株式	167,010 株	—株	167,010 株	—株
D種優先株式	207,490 株	—株	207,490 株	—株
合計	1,601,570 株	994,840 株	960,890 株	1,635,520 株

(注) 2025年3月31日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式272,720株、B種優先株式313,670株、C種優先株式167,010株、D種優先株式207,490株を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式各1株につき普通株式1株を交付しています。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の全てについて、2025年4月3日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、同日付で消却しています。

2. 当事業年度末日における自己株式の数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末残高
普通株式	—株	—株	—株	—株
A種優先株式	—株	272,720 株	272,720 株	—株
B種優先株式	—株	313,670 株	313,670 株	—株
C種優先株式	—株	167,010 株	167,010 株	—株
D種優先株式	—株	207,490 株	207,490 株	—株
合計	—株	960,890 株	960,890 株	—株

(注) 2025年3月31日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式272,720株、B種優先株式313,670株、C種優先株式167,010株、D種優先株式207,490株を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式各1株につき普通株式1株を交付しています。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の全てについて、2025年4月3日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、同日付で消却しています。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項はありません。

5. 当事業年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 139,460 株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	48,963
減価償却超過額	3,427
ソフトウェア償却費	11,143
長期前受金	19,989
税務上の繰越欠損金	112,057
その他	7,565
繰延税金資産小計	203,146
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△64,247
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△33,515
評価性引当額小計	△97,762
繰延税金資産合計	105,384

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.2%から35.1%に変更し計算しています。なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微です。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要資金については概ね自己資金でまかなうことを原則とし、一部営業取引に係る運転資金について銀行等金融機関からの借入により調達することとしています。なお、当社は、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

敷金及び保証金は、オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日です。

長期借入金運転資金または設備資金の調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権、敷金及び保証金については、取引相手ごとに期日及び残高管理を徹底することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（５）信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち 58.9%（債権残高上位 5 社）が特定の大口顧客に対するものです。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025 年 6 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（＊２）	431,656	431,940	284
負債計	431,656	431,940	284

（＊１）「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

（＊２）１年内返済予定の金額を含んでいます。

金融債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金及び預金	1,355,555	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	251,615	—	—	—
合計	1,607,170	—	—	—

長期借入金の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	100,008	100,008	94,987	80,004	56,649	—
負債計	100,008	100,008	94,987	80,004	56,649	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	431,940	—	431,940
負債計	—	431,940	—	431,940

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 605 円 18 銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 121 円 98 銭 |

重要な後発事象に関する注記

公募による普通株式の発行

当社は、2025 年 7 月 24 日に東京証券取引所グロース市場に上場しました。この上場にあたり、2025 年 6 月 19 日及び 2025 年 7 月 3 日の取締役会において、公募による普通株式の発行について決議し、2025 年 7 月 23 日に払込が完了しました。

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 60,000 株
(3) 発行価格	1 株につき 1,170 円
(4) 引受価格	1 株につき 1,076.4 円
(5) 資本組入額	1 株につき 538.2 円
(6) 発行価格の総額	70,200 千円
(7) 払込価額の総額	64,584 千円
(8) 資本組入額の総額	32,292 千円
(9) 払込期日	2025 年 7 月 23 日
(10) 資金使途	デジタルパートナー事業の拡大のため、事業推進を担うクリエイティブ人材（エンジニア、デザイナー、データサイエンティスト、ディレクター）の確保に係る採用関連費用（人材紹介会社に支払う手数料、採用媒体の利用料、採用イベントの参加費、採用部門人件費、新卒者人件費（新卒入社 1 年以内の従業員に係る人件費）など）に充当予定です。

その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 8 月 25 日

フラー株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員	公認会計士	児玉 秀康
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	吉永 竜也
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、フラー株式会社の 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの第 15 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違

以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継

続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人より「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

個別注記表の重要な後発事象に関する注記として、6月19日及び7月3日の取締役会で決議された公募新株式発行は7月23日に払込が完了している旨記載されていますが、その記載方法に指摘すべき事項は認められません。

2025年8月26日

フラー株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	富川 八峰	㊞
社外監査役	塚本 幹夫	㊞
社外監査役	三木 孝則	㊞
社外監査役	田中 慈乃	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額の総枠は、2022年9月27日開催の第12回定時株主総会において、年額5,100万円以内（従業員兼務取締役の従業員分の給料手当・賞与手当を含む）と決議しています。

今般、取締役の責務の拡大、経済情勢や経営環境の変化、その他諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額の総枠を年額1億2,000万円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）と変更したく存じます。なお、今後、従業員兼務取締役の従業員分の給料手当・賞与手当は、かかる総枠に含めず、合理的な範囲で取締役会において決定することとします。

また、当社は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の取締役の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものです。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しています。

なお、現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）です。

第2号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額の総枠は、2022年9月27日開催の第12回定時株主総会において、年額1,460万円以内と決議しています。

今般、監査役の責務の拡大、経済情勢や経営環境の変化、その他諸般の事情を考慮し、監査役の報酬額の総枠を年額2,000万円以内と変更したく存じます。

なお、現在の監査役の員数は4名（全員が社外監査役）です。

以上